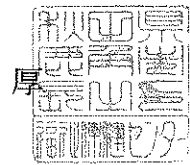


鹿角市告示第38号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鹿角市湯瀬ふれあいセンター使用料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定より告示する。

令和4年3月31日

鹿角市長 関



- 1 受託者の所在地及び氏名
鹿角市八幡平字湯瀬一羽根22番地4
からっこの会
代表 山口 榮子
- 2 委託契約期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで